

富里市新規就農者育成総合対策資金等交付要綱

(令和4年12月28日告示第152号)

改正 令和5年3月14日告示第32号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 経営開始資金（第2条—第17条）

第3章 経営発展支援事業助成金（第18条—第37条）

第4章 雑則（第38条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対して、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）、千葉県就農準備資金・経営開始資金実施要領（令和4年4月1日付け担い手第396号）、千葉県経営発展支援事業補助金交付要綱（令和4年5月24日付け担い手第339号）及び千葉県経営発展支援事業実施要領（令和4年5月24日付け担い手第339号。以下「県実施要領」という。）に基づいて、経営開始資金（以下「資金」という。）及び経営発展支援事業助成金（以下「助成金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2章 経営開始資金

（資金の交付要件）

第2条 資金を申請しようとする者は、国実施要綱別記2第5の2（1）に掲げる要件を満たさなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、資金を申請しようとする者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、交付の対象とならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員等が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 富里市補助金等交付規則第20条第1項第3号の市長が定める者は、前項第2号又は第3号に該当する者とする。

（交付金額及び交付期間）

第3条 交付する資金の額及び期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 交付する資金の額は、交付する期間1月につき1人当たり12万5千円とし、交付期間は最長3年間（経営開始後3年度目分まで）とする。
- (2) 夫婦で農業経営を開始し、次に掲げる要件を満たす場合は、交付期間1年につき夫婦合わせて、前号の額に100分の150を乗じて得た額を交付する。
 - ア 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。
 - イ 主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること。
 - ウ 夫婦共に国実施要綱別記2第5の2（1）カに該当する者（以下「人・農地プランに位置付けられた者等」という。）になること。
- (3) 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者（当該農業法人及び青年就農者それぞれが人・農地プランに位置付けられた者等に限る。）に交付期間1月につきそれぞれ第1号に定める額を交付する。ただし、農業経営開始後3年以上経過している農業者

(当該農業者が同号の資金の交付を受けている場合は、その3年度目を超えている農業者)が法人の役員に1名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も交付の対象外とする。

(青年等就農計画等の承認申請)

第4条 資金の交付を受けようとする者(以下「資金申請者」という。)は、青年等就農計画等承認申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第14条の4第1項に規定する青年等就農計画(以下「青年等就農計画」という。)

(2) 経営開始資金申請追加資料(別記第2号様式)

2 資金申請者は、前項各号に掲げる書類(以下「青年等就農計画等」という。)を作成する場合は、妥当性及び目標達成の実現性の観点から、第13条第1項に規定するサポート体制の関係者等から必要な助言及び指導を受けるものとする。

(青年等就農計画等の承認)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、第13条第1項に規定するサポート体制の関係者による面接等を行い、審査するものとする。この場合において、必要と認めるときは、必要な書類等の提出を求めることができる。

2 前項の規定による審査の結果、第2条に規定する要件及び新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金の交付対象者の考え方について(令和4年3月29日付け3経営第3216号就農・女性課長通知)を満たし、適当と認めるときは、青年等就農計画等を承認するものとし、青年等就農計画等承認通知書(別記第3号様式)により資金申請者に通知するものとする。

(青年等就農計画等の変更申請)

第6条 前条の規定により承認を受けた資金申請者が青年等就農計画等を変更しようとするときは、変更した青年等就農計画等を市長に提出しなければならない。ただし、追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により青年等就農計画等の提出があったときは、前条の規定に準じて審査し、資金申請者に通知するものとする。

(資金の申請)

第7条 第5条第2項の規定により承認を受けた資金申請者が資金の交付を受けようとするときは、経営開始資金交付申請書(別記第4号様式)に必要な

書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による交付申請は、1か月分から1年分までの間で市長が定める単位として行い、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。

(交付決定等)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めた場合は、資金の交付の決定及び交付額の確定を行い、経営開始資金交付決定及び交付額確定通知書（別記第5号様式）を資金申請者に通知するものとする。

(資金の請求)

第9条 前条の規定により資金の交付の決定及び交付額の確定を受けた者（以下「資金交付対象者」という。）は、速やかに経営開始資金交付請求書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(資金の交付)

第10条 市長は、前条の請求があったときは、内容を審査し、適当であると認めた場合は、当該資金交付対象者に資金を交付するものとする。

(就農状況の報告等)

第11条 資金交付対象者は、交付期間中、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 資金交付対象者は、交付期間終了後5年間（第4項の規定による就農の中断をした場合は、就農中断期間を除いて5年間とする。次項及び第6項において同じ。）、毎年7月末及び1月末までにその直近6か月の作業日誌（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。
- 3 資金交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後5年間に氏名、居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（別記第9号様式）を市長に提出しなければならない。
- 4 資金交付対象者は、交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断した日から1か月以内に就農中断届（別記第10号様式）を市長に提出しなければならない。
- 5 就農の中断期間は、就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（別記第11号様式）を提出しなければならない。
- 6 資金交付対象者は、交付期間終了後5年間の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農後1か月以内に離農届（別記第12号様式）を市長に提出しなければならない。

(就農状況報告、経営状況の確認等)

第12条 市長は、前条第1項の規定により就農状況報告を受けた場合は、次条第2項に規定するサポートチームと協力し、資金交付対象者の考え方を満たしているか実施状況を確認し、必要な場合は、同項に規定するサポートチームと連携して適切な助言及び指導を行うものとする。

2 前項の規定による就農状況報告の確認、助言及び指導は、就農状況確認チェックリスト（経営開始資金用）（別記第13号様式）を用いて、資金交付対象者の状況に応じた効果的な方法で実施するものとする。

3 市長は、第1項の規定による就農状況報告の確認に加え、次条第2項に規定するサポートチームと協力して資金交付対象者の経営状況の把握に努めるものとし、交付期間中、必ず年1回は、次に掲げる方法により、前項に規定するリストを用いて、資金交付対象者の経営状況と課題を資金交付対象者と共に確認し、青年等就農計画の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導を行うものとする。

(1) 資金交付対象者の取組状況

(2) 農地の耕作状況及び農作物の生産状況

(3) 作業日誌、帳簿及び農地の権利設定確認書類等

4 市長は、必要と認める場合は、資金交付対象者に対し前条第1項に規定する就農状況報告のほか、必要な事項の報告を求めることができる。

5 市長は、第11条第4項の規定により就農中断届の提出があった場合は、資金交付対象者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、就農再開に向けたフォローアップを行うものとする。

(サポート体制の整備)

第13条 市長は、資金交付対象者の「経営・技術」、「営農資金」及び「農地」の各課題に対応できるよう、関係機関に所属する者及び指導農業士等の関係者で構成するサポート体制（以下「サポート体制」という。）を構築するものとする。

2 市長は、サポート体制の中から、資金交付対象者ごとに「経営・技術」、「営農資金」、「農地」のそれぞれの専属の担当者（以下「サポートチーム」という。）を選任し、資金交付対象者の上記各課題の相談先を明確にするものとする。

3 資金交付対象者のサポートチームについては、新規就農者の農業経営、地域生活等の諸課題に対して適切な助言及び指導が可能な農業者が参画しなければならない。

4 前項の規定により参画した農業者は、資金交付対象者の農業経営、地域生

活等に関する相談に乗り、必要に応じて助言及び指導を行うものとする。

5 第1項に規定する関係者は、次に掲げる事項を資金交付対象者に対して行うものとする。

- (1) 青年等就農計画等の作成に係る助言及び指導
- (2) 第5条第1項の規定による審査への参加

6 サポートチームは、第11条第1項の就農状況報告の確認、助言及び指導を資金交付対象者に対して行うものとする。

(資金の交付の中止)

第14条 資金交付対象者は、資金の交付を中止する場合は、中止届（別記第14号様式）を市長に提出しなければならない。

(農業経営の休止)

第15条 資金交付対象者は、病気その他のやむを得ない理由により農業経営を休止する場合は、市長に休止届（別記第15号様式）を提出しなければならない。

2 前項に規定する休止期間は、原則1年以内とする。

3 第1項の規定による休止届を提出した資金交付対象者が農業経営を再開する場合は、経営再開届（別記第16号様式）を市長に提出しなければならない。

4 資金交付対象者が次の各号に掲げるいずれかの理由により農業経営を休止する場合は、当該各号に定める期間について休止期間を設けることができる。この場合における手続は、第1項及び前項の規定を準用する。

- (1) 妊娠及び出産により農業経営を休止する場合（第3条第1項第2号に規定する夫婦で農業経営を行う妻を除く。） 1度につき最長3年
- (2) 災害により農業経営を休止する場合 1度につき最長1年

5 資金交付対象者は、前項に規定による休止期間と同期間、交付期間を延長することができる。

6 資金交付対象者は、前項の規定により資金の交付を受ける期間を変更する場合は、青年等就農計画等の交付期間の変更について、第6条の規定による変更の申請をしなければならない。

(資金の交付の停止)

第16条 市長は、資金対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、資金の交付を停止する。

- (1) 第2条に規定する要件を満たさなくなった場合
- (2) 農業経営を中止した場合
- (3) 農業経営を休止した場合

- (4) 第11条第1項の就農状況報告を行わなかった場合
- (5) 第12条の規定による就農状況の確認等により、資金交付対象者の考え方を満たさないなど、適切な農業経営を行っていないと市長が判断した場合
- (6) 国実施要綱別記1第11の4に定める国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合
- (7) 前年の世帯全体の所得が600万円を超えた場合（当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると市長が認める場合を除く。）。ただし、世帯全体の所得が600万円以下となった場合は、翌年から交付を再開することができる。

（資金の返還）

第17条 資金交付対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める額を返還しなければならない。ただし、第1号又は第3号に該当する場合であって、病気、災害等によるやむを得ないものとして市長が認めたときは、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号から第6号までに掲げる要件に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中であるとき 残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月を含む。）の資金
 - (2) 虚偽の申請等を行ったとき 資金の全額
 - (3) 交付期間（休止等の実際に交付を受けなかった期間を除く。）と同期間、同程度の営農を継続しなかったとき 交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間（月単位）を交付期間（月単位）で除した値を乗じた額を返還する。ただし、第11条第4項の規定による手続きを行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農を再開し、就農中断期間と同期間更に就農継続した者を除く。
- 2 市長は、前項に規定する資金の返還が生じた場合は、返還通知書（別記第17号様式）により資金交付対象者に通知するものとする。
 - 3 資金交付対象者は、第1項ただし書に規定する病気、災害等のやむを得ない事情に該当し、資金の返還の免除を受けようとする場合は、返還免除申請書（別記第18号様式）を市長に提出しなければならない。
 - 4 市長は、資金交付対象者から提出された返還免除申請書の内容がやむを得ない事情として適当と認められる場合は、資金の返還を免除することができる。

第3章 経営発展支援事業助成金

(助成金の交付要件)

第18条 助成金を申請しようとする者は、国実施要綱別記1第5の1に掲げる要件を満たさなければならない。

- 2 第2条第2項及び第3項の規定は、助成金の申請について準用する。この場合において、同条第2項中「資金」とあるのは「助成金」と読み替えるものとする。

(助成対象)

第19条 助成の対象となる事業の内容は、国実施要綱別記1第5の2に定めるところによる。

(助成額)

第20条 助成金の補助対象経費は、国実施要綱別記1第5の2(1)に定める取組に必要な経費とし、補助率が100分の75を超えない範囲とし、補助対象事業費の上限額は1,000万円(助成金を申請しようとする者が資金交付対象者である場合は、500万円)とする。

- 2 夫婦で農業経営を開始し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合は、夫婦合わせて、前項に規定する上限額に100分の150を乗じて得た額を上限額(1円未満は切捨て)とする。

- (1) 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。

- (2) 主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること。

- (3) 夫婦共に人・農地プランに位置付けられた者等となること。

- 3 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者(当該農業法人及び青年就農者それぞれが人・農地プランに位置付けられた者等に限る。)のそれぞれに対して第1項の額を上限額とする。この場合において、令和4年度以前に経営開始している農業者が法人の役員に1名でも存在するときは、当該法人の他の役員も交付の対象外とする。

- 4 県実施要領第4の2(3)ウ(キ)の財産管理台帳は、別記第19号様式によるものとする。

(目標年度)

第21条 県実施要領第4の4の目標年度は、事業を実施した年度の4年後の年度とする。

(成果目標)

第22条 県実施要領第4の5の成果目標は、経営発展支援事業計画等で選択した取組とする。

(経営発展支援事業計画等の承認申請)

第23条 助成金の交付を受けようとする者（以下「助成金申請者」という。）は、経営発展支援事業計画等承認申請書（別記第20号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 青年等就農計画

(2) 経営発展支援事業申請追加資料（別記第21号様式）

2 助成金申請者は、前項各号に掲げる書類（以下「経営発展支援事業計画等」という。）を作成する場合は、妥当性及び目標達成の実現性の観点から、サポート体制の関係者等から必要な助言及び指導を受けるものとする。

（経営発展支援事業計画等の承認）

第24条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、サポート体制の関係者による面接等を行い、審査するものとする。この場合において、必要と認めるときは、必要な書類等の提出を求めることができる。

2 前項の規定による審査の結果、第18条に規定する要件及び県に承認を受けた市町村経営発展支援計画事業計画を満たし、相当と認めるときは、経営発展支援事業計画等を承認するものとし、経営発展支援事業計画等承認通知書（別記第22号様式）により助成金申請者に通知するものとする。

（経営発展支援事業計画等の変更申請）

第25条 前条の承認を受けた助成金申請者が経営発展支援事業計画等を変更しようとするときは、変更した経営発展支援事業計画等を市長に提出しなければならない。ただし、追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の経営発展支援事業計画等の提出があったときは、前条の規定に準じて審査し、助成金申請者に通知するものとする。

（助成金の申請）

第26条 前条の規定により承認を受けた助成金申請者が助成金の交付を受けようとするときは、経営発展支援事業助成金交付申請書（別記第23号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（交付決定等）

第27条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当であると認められた場合は、助成金の交付の決定及び交付額の確定を行い、経営発展支援事業助成金交付決定及び交付額確定通知書（別記第24号様式）を助成金申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第28条 前条の規定により助成金の交付の決定及び交付額の確定を受けた者（以下「助成金交付対象者」という。）は、経営発展支援事業計画等に記載

された取組を完了したときは、経営発展支援事業実績報告書兼助成金支払請求書（別記第25号様式）を作成し、市長に提出しなければならない。

（就農状況報告）

第29条 助成金交付対象者は、事業実施の翌年度から経営発展支援事業計画等に定めた目標年度の翌年度まで、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月（実績報告後1回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間）の就農状況報告（別記第26号様式）を市長に提出しなければならない。

（住所等変更報告）

第30条 助成金交付対象者は、経営発展支援事業計画等に定めた交付期間内に氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届を市長に提出しなければならない。

（就農報告）

第31条 助成金交付対象者は、実績報告後に就農する場合は、就農後1か月以内に就農届（別記第27号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、第11条第1項により就農状況報告を提出した場合は、就農届を提出したものとみなすことができる。

（事業困難届）

第32条 助成金交付対象者は、予定の期間内に事業が完了しない場合、事業の遂行が困難となった場合又は本事業により導入した機械・施設等の耐用年数が残存する間に使用が困難となった場合は、速やかに事業困難届（別記第28号様式）を市長に提出しなければならない。

（就農状況報告、経営状況の確認等）

第33条 市長は、第29条の規定により就農状況報告を受けた場合は、サポートチームと協力し、助成金交付対象者の考え方を満たしているか実施状況を確認し、必要な場合は、サポートチームと連携して適切な助言及び指導を行うものとする。

2 前項の規定による就農状況報告の確認、助言及び指導は、就農状況確認チェックリスト（経営発展支援事業助成金用）（別記第29号様式）を用いて、助成金交付対象者の状況に応じた効果的な方法で実施するものとする。ただし、第12条第2項の規定により実施した場合は、前項の規定による就農状況報告の確認、助言及び指導を実施したものとみなす。

3 市長は、第1項の規定による就農状況報告の確認に加え、サポートチームと協力して助成金交付対象者の経営状況の把握に努めるものとし、交付期間中、必ず年1回は、次に掲げる方法により、前項に規定するリストを用いて、助成金交付対象者の経営状況と課題を助成金交付対象者と共に確認し、青年

等就農計画の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導を行うものとする。

- (1) 営農、栽培・経営管理、労働環境等、経営発展支援事業計画等の取組状況
- (2) 農地の耕作状況及び農作物の生産状況
- (3) 作業日誌、帳簿及び農地の権利設定確認書類等

4 市長は、必要と認める場合は、助成金交付対象者に対し第29条に規定する就農状況報告のほか、必要な事項の報告を求めることができる。

(サポート体制の整備)

第34条 第13条の規定は、助成金交付対象者に対するサポート体制の整備について準用する。この場合において、同条中「資金交付対象者」とあるのは「助成金交付対象者」と、同条第5項第2号中「第5条第1項」とあるのは「第24条第1項」と、同条第6項中「第11条第1項」とあるのは「第29条」と読み替えるものとする。

(整備した機械・施設等の管理運営等)

第35条 助成金交付対象者は、整備した機械・施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その整備目的に即して最も効率的な運用を図り、適正に管理運営しなければならない。

- 2 助成金交付対象者は、機械・施設等の管理状況を明確にするため、財産管理台帳を備え置かなければならない。
- 3 助成金交付対象者は、機械・施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、管理運営日誌又は利用簿等（以下「日誌等」という。）を適宜作成し、整備し、及び保存しなければならない。
- 4 助成金交付対象者は、日誌等を各年度において1回以上市長に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第36条 助成金交付対象者は、整備した機械・施設等について、処分制限期間（助成金の交付目的に沿った適正な管理を助成金交付対象者に行わせるため、機械・施設等について、耐用年数に相当する期間に準じて市長が設定した期間をいう。以下同じ。）内に、市長の承認を受けないで当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 助成金交付対象者は、整備した機械・施設等が処分制限期間内に天災その他の災害により被害を受けたときは、直ちに市長に報告しなければならない。
- 3 助成金交付対象者は、整備した機械・施設等を移転若しくは更新又は生産

能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該機械・施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ市長に報告しなければならない。

(助成金の返還)

第37条 助成金交付対象者が虚偽の申請等を行ったときは、助成金の全額を返還しなければならない。

2 市長は、前項に規定する助成金の返還が生じた場合は、返還通知書（別記第30号様式）により助成金交付対象者に通知するものとする。

第4章 雑則

(補則)

第38条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和5年3月14日告示第32号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第4条関係）

青年等就農計画等承認申請書

年 月 日

富里市長 様

住 所：

氏 名：

[申請者] 電話番号：

(生年月日： 年 月 日： 歳)

メールアドレス：

富里市新規就農者育成総合対策資金等交付要綱第4条第1項の規定により青年等就農計画等の承認を申請します。

なお、本計画の内容を含め、本事業に係る交付対象者の情報は関係機関において共有されることに同意します。

申請に必要な書類

- (1) 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画
- (2) 経営開始資金申請追加資料（別記第2号様式）
- (3) (1)の認定書

第2号様式（第4条関係）

経営開始資金申請追加資料

年 月 日

富里市長 様

住所：

[申請者]

氏名：

(生年月日： 年 月 日： 歳)

富里市新規就農者育成総合対策資金等交付要綱の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

なお、富里市新規就農者育成総合対策資金等交付要綱等の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを（保証人の署名を添えて）誓約します。

1 メールアドレス

--

2 農業を始めようと思った理由

--

3 「人・農地プラン」への位置付け等

集落又は地域名等		<input type="checkbox"/> 位置付けられている	<input type="checkbox"/> 位置付けられる見込み
<input type="checkbox"/> 農地中間管理機構から農地を借り受けている			

4 交付期間（経営開始型）

年 月 ~ 年 月

5 過去の研修等の経験（準備型交付期間）

年 月 日 ~ 年 月 日

6 その他

園芸施設共済等への加入 (園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合のみ)	<input type="checkbox"/> 加入している又は加入予定(月) <input type="checkbox"/> 加入していない
交付期間中における、生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等(例:生活保護制度、雇用保険制度(失業手当)等)	<input type="checkbox"/> 給付等を受けている <input type="checkbox"/> 給付等を受けていない
農の雇用事業による助成金の交付又は経営継承・発展支援事業による補助金の交付	<input type="checkbox"/> 交付を受けている又は受けたことがある <input type="checkbox"/> 交付を受けていない又は受けたことがない
前年の世帯全体の所得*1	万円
前年の世帯全体の所得が600万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由(超える場合のみ記入)	
※本欄は富里市の記入欄 生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無(<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) 【所見】	

7 保証人*2

住所	
氏名	
住所	
氏名	

*1 「世帯」とは、本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当し、また、「所得」とは、地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」をいう。

*2 保証人を立てる場合は、記載する。なお、交付対象者が未成年の場合は、必ず保証人を立てること。また、青年等就農計画等の変更申請で保証人に変更がない場合は、記入不要。

添付書類

別添1：収支計画

別添2：履歴書

別添3：離職票の原本（離職票の提示が可能な場合）

別添4：経営を開始した時期を証明する書類（農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等）

別添5：経営を継承する場合は、従事していた期間が5年以内であることを証明する書類（過去の経歴を証明する書類（就業証明書、卒業証明書、住民票（遠隔地に住んでいた場合）の写し等））

別添6：農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類

別添7：通帳の写し

別添8：前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）

前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付。

別添9：誓約書（暴力団排除）

別添10：身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

第2号様式 別添1

収支計画

			経営開始					
			1年目 (年月～年月)	2年目 (年月～年月)	3年目 (年月～年月)	4年目 (年月～年月)	5年目 (年月～年月)	
農業収入	(作目)	経営規模						
		生産量						
		売上高(円)						
		経営規模						
		生産量						
		売上高(円)						
		経営規模						
		生産量						
		売上高(円)						
	その他							
	農業次世代人材投資資金(円)※							
	収入計(円)①(資金を除く)							
				経営開始				
1年目 (年月～年月)				2年目 (年月～年月)	3年目 (年月～年月)	4年目 (年月～年月)	5年目 (年月～年月)	
農業 経営 費 (円)	原材料費							
	減価償却費							
	出荷販売経費							
	雇用労賃							
支出計(円)②								
【参考】設備投資 (内容、金額)								
所得計(円)①-②								

備考 既に農業経営を開始している場合は実績を記載

※ 経営開始1～3年目は150万円。経営開始4～5年目は120万円。夫婦共同経営の場合はこれらの額の1.5倍。

第2号様式 別添2

履 歴 書

1 氏名等

(ふりがな)					
住 所	〒 ー				
(ふりがな)					
連絡先	〒 ー				
(ふりがな)		生 年 月 日	年 齡	性別	電 話 番 号
氏 名		年 月 日		1.男 2.女	

2 家族構成

氏 名	続 柄	生 年 月 日	住 所

3 学歴等

履 歴	年	月	学歴・職歴 (各別に記入)				
					年	月	免許・資格

誓 約 書

年 月 日

富里市長 様

住 所 :

[申請者] フリガナ :

氏 名 : ㊟

資金の交付を申請した者が、下記に掲げる1から3までのいずれにも該当しないことを誓約します。

また、将来においても当該事項のいずれにも該当しないことを誓約します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、青年等就農計画等の承認を受けられないこと、資金の交付を受けられないこと又は資金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

記

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 2 次のいずれかに該当する行為（（2）又は（3）に該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
 - (1) 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - (2) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - (3) 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- 3 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

第 号
年 月 日

様

富里市長



青年等就農計画等承認通知書

年 月 日付で申請のあった青年等就農計画等の承認申請について、審査の結果、適当と認められるので承認しましたので、富里市新規就農者育成総合対策資金等交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

- 1 経営開始時期 年 月 日
- 2 交付対象期間 年 月 日 から 年 月 日まで

第4号様式（第7条関係）（令和4年度以降に承認された交付対象者）
経営開始資金交付申請書

年 月 日

富里市長 様

住 所
氏 名

富里市新規就農者育成総合対策資金等交付要綱第7条第1項の規定により経営開始資金の交付を申請します。

交付期間	年 月 日	～	年 月 日
今回申請する資金の対象期間	年 月 日	～	年 月 日
前年の世帯所得 ^{※1} 被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額 ^{※2} を記載	(ア)		円
今年の交付金額 ^{※3} （150万円）	(イ)		円
今回の交付申請額			
・生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等（例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等） ・農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業による女性（農業法人等として）、経営継承・発展支援事業による助成	<input type="checkbox"/> 受けている又は受けたことがある <input type="checkbox"/> 受けていない又は受けたことかない		

- ※1 本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母を世帯とする所得が600万円以下であること。
- ※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から、前年の資金を除く額
- ※3 夫婦で受給している場合、この額の1.5倍を記載すること。

資金の振込口座※

金融機関等店舗名	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 信用農業協同組合連合会 農林中金	店・所			出張所			
	金融機関コード							
	預金・貯金の種類	普通預金・当座預金	口座番号					
	郵便局	記号	(当座)番号					
口座名義人	(ふりがな) 氏名							

添付書類

- ・前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書、前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合は税務署等が受理した確定申告書の写し等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、生活費確保の観点から資金を必要とする理由を書面で提出するとともに、当該事情の根拠書類を添付。
- ・「個人情報取扱い」（別添）※
※2回目以降の申請については、前回から変更が無い場合は記入（添付）しなくてもよい。

富里市長

様

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

経営開始資金に係る個人情報の取扱いについて

千葉県及び富里市は、経営開始資金の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、本事業による交付対象者の研修状況や就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関へ提供し、又は確認する場合があります。

関係機関	国、全国農業委員会ネットワーク機構、都道府県、市町村、千葉県青年農業者等育成センター、千葉県農業会議、農業共済組合、認定研修機関
------	--

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

年 月 日

(法人・組織名)

氏名

第 号
年 月 日

様

富里市長



経営開始資金交付決定及び交付額確定通知書

年 月 日付で申請のあった経営開始資金の交付について、富里市新規就農者育成総合対策資金等交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 交付決定する資金の対象期間

年 月 日 から 年 月 日まで

2 交付決定及び確定額

円

年 月 日

富里市長 様

住 所

氏 名

印

電話番号

経営開始資金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付の決定及び確定のあった経営開始資金について、富里市新規就農者育成総合対策資金等交付要綱第9条の規定により請求します。

記

1 交付請求する資金の対象期間

年 月 日 から 年 月 日まで

2 交付請求額

円

第7号様式（第11条関係）

就農状況報告

経営開始 年目・交付開始 年目（～ 月分）

年 月 日

富里市長 様

氏名

富里市新規就農者育成総合対策資金等交付要綱第11条第1項の規定により就農状況報告を提出します。

- 1 独立・自営就農（予定）時期（どちらかにチェックする。（準備型の交付を受けた者は必須。経営開始型のみは記載不要。））

<input type="checkbox"/>	既に就農している	年 月 日就農
<input type="checkbox"/>	まだ就農していない ※	年 月就農予定

※まだ就農していない場合は、以下の欄は記入不要

- 2 営農実績報告

作物・部門名	作付面積(a)・飼養頭数等
合計	

農業経営の構成（交付対象者本人・家族労働力）	氏名	年齢	交付対象者・交付対象者との続柄(法人経営にあつては役職)	年間の農業従事日数※	担当業務
			本人		
雇用労働力		(人・日※)			

※1日の農業従事時間を8時間で換算

3 経営規模の報告

経営耕地	区分		面積 (a)	
	所有地			
	借入地			
	内訳 (平成30年度以前に承認を受けた交付対象者のみ記入)	親族から		
第三者から				
特定作業受託	作目	作業内容	実績	
			作業受託面積等	生産量
作業受託	作目	作業内容	実績 (作業受託面積等)	
	単純計			
	換算後			

※「特定作業受託」欄には、作目別に、主な基幹作業を受託する農地（申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。）の作業受託面積等及び生産量を記載する。

「作業受託」欄には、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について、記載。作目別、基幹作業別に、作業受託面積を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積を記載する。

4 前年の総所得（資金を除く） *1

	万円
--	----

※就農準備資金の交付対象者で研修終了後に独立・自営就農した者が記入

5 前年の世帯全体の所得（資金を含む。）

※経営開始型で令和3年度以降に承認された交付対象者のみ記入

万円
前年の世帯全体の所得が600万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由 (超える場合のみ記入)
※本欄は交付主体の記入欄 生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無 (□有 □無) 【所見】

6 農業経営基盤強化準備金（※）どちらかにチェックする

<input type="checkbox"/>	積み立てている
<input type="checkbox"/>	積み立てていない

※農業者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、「農業経営基盤強化準備金」として積み立てた場合、この積立額について、個人は必要経費に、法人は損金に算入できる制度

7 地域のサポート体制について

	専属担当者 (経営・技術)	専属担当者 (営農資金)	専属担当者 (農地)
氏名又は職名			

相談実績又は今後相談したいことについて

8 報告対象期間における都道府県主催の新規就農者等交流会（※）への参加について（どちらかにチェックする。）

※国実施要綱別記2の第7の2の(12)に規定する都道府県が開催する新規就農者等の交流会

<input type="checkbox"/>	参加した
<input type="checkbox"/>	参加しなかった

（「参加した」にチェックした場合は以下も記載する。）

参加した回数	回
交流会の内容 (対象者、実施内容など)	

9 農業共済その他農業関係の保険への加入状況について（どちらかにチェックする。）

<input type="checkbox"/>	加入している
<input type="checkbox"/>	加入していない

（「加入している」にチェックした場合は以下も記載する）

加入している農業共済等の名称	
----------------	--

10 計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組

経営開始資金の交付対象者については青年等就農計画並びに別記第2号様式別添1の収支計画の達成に向けた課題、改善策及びその取組状況を記載する。

計画達成に向けた課題	改善策 (課題解決に向けた改善策を具体的に記入)	改善策の取組状況等 (改善策の取組状況や結果、課題の解決状況を具体的に記入)

添付書類

- 別添 1 作業日誌の写し(夫婦型の場合は、それぞれの作業従事状況(作業日、作業内容、作業時間)が分かるよう作成すること。)
- 2 決算書及び所得証明書の写し(7月の報告の際のみ添付する。)*₂
- 3 通帳及び帳簿の写し
- 4 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類*₂
(変更がない場合、2回目以降の報告の際は既に提出している農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類は省略することができる。)
- 5 青色申告決算書(白色申告者は、収支内訳書)の写し*₂
- 6 前年の世帯全体の所得を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書等)。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付(令和3年度以降に経営開始型で承認された交付対象者のみ該当)

※1 7月の報告の際のみ記入する。(資金を除く。)

※2 経営開始型の交付期間のみ添付する。

第7号様式 別添2の1 (第11条関係)
 (令和2年度以前に承認された経営開始型交付対象者の場合)

決 算 書 (年)

		計 画 年目 a	実 績 b	実績／計画 b／a	
農 業 収 入	(作目)	経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
		経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
		経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
	その他				
農業次世代人材投資資金 (円)					
収入計 (円) ① (資金を除く。)					

		計 画 a	実 績 b	実績／計画 b／a
農 業 経 営 費 (円)	原材料費			
	減価償却費			
	出荷販売経費			
	雇用労賃			
支出計 (円) ②				
【参考】設備投資 (内容、金額)				
農業所得計 (円) ③ = ① - ②				
農外所得 (円) ④		総所得 (円) ③ + ④		

第7号様式 別添2の2 (第11条関係)

(令和3年度以降に承認された経営開始型交付対象者の場合)

決 算 書 (年)

		計 画 年目 a	実 績 b	実績/計画 b/a	
農 業 収 入	(作目)	経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
		経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
		経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
	その他				
農業次世代人材投資資金 (円)					
収入計 (円) ① (資金を除く。)					
収入計 (円) ② (資金を含む。)					

		計 画 a	実 績 b	実績/計画 b/a
農 業 経 営 費 (円)	原材料費			
	減価償却費			
	出荷販売経費			
	雇用労賃			
支 出 計 (円) ③				
【参考】設備投資 (内容、金額)				
農 業 所 得 計 (円) ④ = ① - ③				
農 外 所 得 (円) ⑤		総所得 (円) ② - ③ + ⑤		

※計画欄には、別記第2号様式別添1の収支計画に記載の該当年の計画値を記載すること。

第8号様式（第11条関係）

作業日誌
 交付終了後 年目（～ 月分）

年 月 日

富里市長 様

氏名

富里市農業次世代人材投資資金交付要綱第11条第2項の規定により、作業日誌を提出します。

	作業内容	作業時間
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
合 計		

添付資料

- ・確定申告書類又は所得証明書の写し（7月の報告の際のみ添付する。）
- ・農地の一覧及び農地の権利設定の状況が確認できる書類（変更がある場合のみ添付する。）
- ・経営発展支援金により50万円以上の機械及び器具の財産を取得した場合は、財産管理台帳の写し（別添）

※上記内容が記載された作業日誌を添付することで、作業日誌部分の記載を省略することが可能

第9号様式（第11条、第30条関係）

住所等変更届

年 月 日

富里市長 様

氏名

富里市新規就農者育成総合対策資金等交付要綱 { 第11条第3項 } の規定により、
第30条 }
住所等変更届を提出します。

変更前	氏名 住所 電話番号 その他（ ）
変更後	氏名 住所 電話番号 その他（ ）

添付書類：変更後の住所を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

就農中断届

年 月 日

富里市長 様

氏名

富里市新規就農者育成総合対策資金等交付要綱第11条第4項の規定により、就農中断届を提出します。

就農中断予定期間	年 月 日 から 年 月 日まで	
中断理由		
就農再開 に向けた スケジュール	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

第11号様式（第11条関係）

就農再開届

年 月 日

富里市長 様

氏 名

富里市新規就農者育成総合対策資金等交付要綱第11条第5項の規定により、就農再開届を提出します。

就農中断期間	年 月 日 から 年 月 日まで
就農再開日	年 月 日
要就農継続残期間	就農再開日 から 年 月 日まで

第12号様式（第11条関係）

離農届

年 月 日

富里市長 様

氏 名

農業経営を中止し、離農（独立・自営就農を中止）しますので、富里市新規就農者育成総合対策資金等交付要綱第11条第6項の規定により離農届を提出します。

離農日	年 月 日
離農理由	

添付書類

就農を中止し、又は離農した場合は、農業を廃業したことが確認できる書類（廃業届、経営資産の売却日の証明書、生産物の最終出荷日が分かる伝票等）

就農状況確認チェックリスト （経営開始資金用）

確認対象者住所：	
確認対象者氏名：	
経営開始資金交付の有無：	有 ・ 無
確認者所属・名前：	
確認者所属・名前：	
確認日：	年 月 日

1 交付対象者への面談用（これまでの状況について聞き取ってください。）

ア 営農に対する取組状況

a 営農に対する意欲	強い意欲がある ・ 意欲がある ・ 意欲がない
b 情報収集について（研修会等への参加、質問・相談の状況等）	積極的に収集している ・ 収集している ・ 収集していない
c サポートチーム等関係者の助言・指導への対応	よく聞き実践している ・ 聞き入れるが実践していない ・ 聞き入れない
d 地域のコミュニティ・活動への参加・協力状況について	積極的に参加・協力している ・ たまに参加・協力している ・ 参加・協力していない

イ 栽培・経営管理状況

a 栽培管理の技術・知識の習得状況	習得できている ・ おおむね習得できている ・ 習得していない
b 機械・機器・施設の操作方法・安全対策の習得状況	習得できている ・ おおむね習得できている ・ 習得していない
c 農業経営に関する知識の習得状況	習得できている ・ おおむね習得できている ・ 習得していない
d スケジュール管理について	先を見越した管理ができている ・ 作業が遅れない程度に管理できている ・ 管理できていない
e 経営管理について	自主的に進めている ・ 意見を聴きながら進めている ・ 自主性がない
f 効率化、コスト低減に向けた取組	工夫して取り組んでいる ・ 取り組むよう努力している ・ 取り組んでいない
g 経営状況（収支状況）の把握	把握している ・ おおむね把握している ・ 把握していない
h 課題の把握	把握し改善に取り組んでいる ・ 把握し改善策を検討している ・ 把握していない

ウ 青年等就農計画等の達成に向けた取組状況

a 経営規模について	①計画どおりの規模で経営している ・ ②おおむね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない。
------------	---

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由及び改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

b 生産量について	
[作物（畜種）名： a]	①計画どおりの量を生産している ・ ②おおむね計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない
[作物（畜種）名： a]	①計画どおりの量を生産している ・ ②おおむね計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない
[作物（畜種）名： a]	①計画どおりの量を生産している ・ ②おおむね計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

c 売上高について	
[作物（畜種）名：]	①計画どおりの売上げを計上している ・ ②おおむね計画どおりの売上げを計上している ③計画どおりの売上げを得られていない
[作物（畜種）名：]	①計画どおりの売上げを計上している ・ ②おおむね計画どおりの売上げを計上している ③計画どおりの売上げを得られていない
[作物（畜種）名：]	①計画どおりの売上げを計上している ・ ②おおむね計画どおりの売上げを計上している ③計画どおりの売上げを得られていない

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由及び改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

エ 労働環境等に対する取組状況

a 圃場周辺・作業場・施設内等の整備状況	清潔で快適に整備できている ・ おおむね整備できている ・ 整備できていない
b 農作業安全への取組状況	安全性に十分配慮し事故防止に取り組んでいる ・ おおむね取り組んでいる ・ 取り組んでいない
c 食品衛生管理への取組状況 (加工を行っている場合のみ)	食品の安全性確保のため十分に取り組んでいる ・ おおむね取り組んでいる ・ 取り組んでいない

2 ほ場(現地)確認用

(確認期間中の状況について記載してください。)

ア 耕作すべき土地が遊休化されていないか

遊休化されている土地はない ・ おおむね遊休化されている土地はない ・ 遊休化されている土地がある ・
作付期間外である

イ 農作物を適切に生産しているか

適切に生産されている ・ おおむね適切に生産されている
適切に生産されていない土地がある (管理が不十分で雑草が生い茂っている土地がある) ・ 作付期間外である

3 書類確認用 (これまでの状況について記載してください。)

ア 農業従事日数

日	時間
---	----

イ 帳簿の管理状況

適切に帳簿をつけている	・	帳簿をつけているが、一部、記帳されていないものがある	・	帳簿をつけていない
-------------	---	----------------------------	---	-----------

ウ 農地の権利設定状況 (農地の権利設定に変更があった場合のみ)

農地法第3条の許可等(※)により農地の権利を有している	・	農地法第3条の許可等を得ていない
-----------------------------	---	------------------

※公告のあった農用地利用集積計画若しくは農用地利用配分計画、特定作業受委託契約書又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画による農地の権利設定を含む。

変更後の農地面積

所有地	a
借入地	a

4 総合所見

--

第14号様式（第14条関係）

中止届

年 月 日

富里市長 様

氏 名

経営開始資金の受給を中止しますので、富里市新規就農者育成総合対策資金等交付要綱第14条の規定により中止届を提出します。

中止日	年 月 日
中止理由	

休 止 届

年 月 日

富里市長 様

氏 名

経営開始資金の受給を休止しますので、富里市新規就農者育成総合対策資金等交付要綱第15条第1項の規定により休止届を提出します。

休止予定期間	年 月 日 から 年 月 日まで	
休止理由		
再開に向けた スケジュール	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

添付書類

- ・母子健康手帳の写し（妊娠・出産により休止する場合）
- ・被災証明等被災が確認できる書類（災害により休止する場合）

第16号様式（第15条関係）

経営再開届

年 月 日

富里市長 様

氏 名

経営開始資金の受給を再開しますので、富里市新規就農者育成総合対策資金等交付要綱第15条第3項の規定により経営再開届を提出します。

休止期間	年 月 日 から 年 月 日まで
経営再開日	年 月 日
交付残期間	年 月 日 から 年 月 日まで

第17号様式（第17条関係）

第 年 月 日
号

様

富里市長



農業次世代人材投資資金返還通知書

富里市新規就農者育成総合対策資金等交付要綱第17条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 返還金額 円
- 2 返還理由

第18号様式（第17条関係）

返還免除申請書

年 月 日

富里市長 様

住 所

氏 名

富里市新規就農者育成総合対策資金等交付要綱第17条第3項の規定により、返還免除申請書を提出します。

返還免除を 申請する 理由	
---------------------	--

財産管理台帳

市町村（事業主体）名 _____

地区名		富里市		地区	事業実施年度	年度		農林水産省所管補助金名	担い手育成・確保等対策事業費補助金（経営発展支援金事業）								
事業 区分	事業の内容					工期（取得時期）		総事業費	経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業 種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日 又は取得 年月日		負担区分				耐用 年数	処分制限 年月日	承認年 月日	処分の 内容	
									国庫 補助金	県費	市町村 費	その他					
								円	円	円	円	円					
	合計																

備考

- 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等を別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

第20号様式（第23条関係）

経営発展支援事業計画等承認申請書

年 月 日

富里市長 様

住 所：

氏 名：

[申請者] 電話番号：

(生年月日： 年 月 日： 歳)

メールアドレス：

富里市新規就農者育成総合対策資金等交付要綱第23条第1項の規定により経営発展支援事業計画等の承認を申請します。

なお、本計画の内容を含め、本事業に係る交付対象者の情報は関係機関において共有されることに同意します。

申請に必要な書類

- (1) 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画
- (2) 経営発展支援事業申請追加資料（別記第21号様式）
- (3) (1)の認定書

第21号様式（第23条関係）

経営発展支援事業申請追加資料

年 月 日

富里市長 様

[申請者] 住 所：
氏 名：
(生年月日： 年 月 日： 歳)

経営発展支援事業の実施について、関係書類を添えて承認申請します。

なお、富里市新規就農者育成総合対策資金等交付要綱の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

1 成果目標の取組

※ 実施する項目に○を記載してください。

No.	項目		実施
1	研修	① 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目を含む研修をおおむね1年以上（おおむね1,200時間以上）受けている	
		② 農業生産に関して、自らが取り組もうとする作目について研修をおおむね1年以上（おおむね1,200時間以上）受けている	
		③ ①②に加え、販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修を受けている	
2	サポート体制	① 地域サポート計画が策定されている	
		② ①に加え、普及指導センターの普及指導活動の対象者として選定されている	
		③ ①の地域サポート計画の支援分野の全て ^{※1} について、担当機関・部署が明確になっている	
3	経営管理の合理化	① 圃場等に農作業の記録（施肥量、農薬散布量、作業時間等）を毎日つける	
		② ①に加え、青色申告を実施する	
		③ ②に加え、GAP 認証（第三者認証）を取得する	
4	所得	① 所得目標が250万円又は継承する経営の直近所得から1割増の額のうちいずれか高い額(A)となっている	
		② 所得目標が(A)の額から2割以上増の額となっている	
		③ 所得目標が(A)の額から4割以上増の額となっている	
5	家族経営協定を書面で締結している ^{※2}		
6	農業版事業継続計画（BCP）を策定している		
7	データを活用した農業を実践する		
8	農業経営を法人化する		
合計			

・目標として行う項目（No. 3、4、7及び8）については、事業実施年度の4年後の年度までに行うこととし、実施予定年度を併せて記載すること。

※1 支援分野は「技術・経営指導」、「農地確保支援」、「機械・施設等の確保支援」、「資金相談」、「農業者による指導」、「販路支援」、「生活に係る支援（住居、子育て等）」、「事務局・全体調整」。

※2 家族経営協定の必須項目は、農業経営の方針、農作業の役割分担、労働報酬、労働時間・休日に関する事項とする。法人の場合は就業規則等、一人で農業経営する場合は家族経営協定に類するものとして自らの働き方に関する規定を書面で定めている場合に同協定を定めているものとみなす。

経営の全部又は一部を継承する場合

目標とする取組	現状（ 年）	目標（ 年）
<input type="checkbox"/> 所得の10%以上増加		
<input type="checkbox"/> 売上の10%以上増加	円	円
<input type="checkbox"/> 付加価値額の10%増加		
<input type="checkbox"/> 生産コストの10%減少	（割合： %）	（割合： %）

2 事業の概要
別添のとおり

事業着工（予定）	年	月	日
事業完了（予定）	年	月	日

※ 3以降については、別記2の経営開始資金の交付を受ける場合は、「経営開始資金追加資料」を添付した場合に記入等は不要とする。

3 メールアドレス

--

4 農業を始めようと思った理由

--

5 「人・農地プラン」への位置付け等

集落又は地域名等		<input type="checkbox"/> 位置付けられている
		<input type="checkbox"/> 位置付けられる見込み
<input type="checkbox"/> 農地中間管理機構から農地を <input type="checkbox"/> 借り受けている <input type="checkbox"/> 借り受ける見込み		

6 経営開始資金又は農業次世代人材投資事業（経営開始型）の交付の有無

交付を	<input type="checkbox"/> 過去に受けていた	<input type="checkbox"/> 現に受けている
	<input type="checkbox"/> 受ける見込み	<input type="checkbox"/> 受けない

7 就農準備資金又は農業次世代人材投資事業（準備型）の交付の有無

交付を	<input type="checkbox"/> 過去に受けていた	<input type="checkbox"/> 現に受けている
	<input type="checkbox"/> 受ける見込み	<input type="checkbox"/> 受けない

8 過去の研修等の経験

研修先	期間	年 月 日 ~		
		年	月	日

9 その他

雇用就農資金による助成金の交付又は経営継承・発展支援事業による補助金の交付	<input type="checkbox"/> 交付を受けている 又は受けたことがある
	<input type="checkbox"/> 交付を受けていない 又は受けたことがない

添付書類

別添1：収支計画

別添2：履歴書

別添3：離職票の原本（離職票の提示が可能な場合）

別添4：経営を開始した時期を証明する書類（農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等）

※1

別添5：経営を継承する場合は、従事していた期間が5年以内である事を証明する書類（過去の経歴を証明する書類（就業証明書、卒業証明書、住民票（遠隔地に住んでいた場合）の写しなど））

別添6：農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類※1

別添7：通帳の写し

別添8：身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

別添9：誓約書（暴力団排除）

※1 申請時に経営を開始している場合に限る。

第21号様式 別添1

収支計画

*経営の全部又は一部を継承する場合は「現状」の欄に継承する経営の事業実施前々年度の実績を記載すること。

			経営開始						
			現状 (令和年) (年月~年月)	1年目 (年月~年月)	2年目 (年月~年月)	3年目 (年月~年月)	4年目 (年月~年月)	目標 5年目 (年月~年月)	
農業収入	(作目)	経営規模							
		生産量							
		売上高(円)							
		(作目)	経営規模						
			生産量						
			売上高(円)						
		(作目)	経営規模						
			生産量						
			売上高(円)						
		その他							
	経営開始資金(円) ※								
	収入計(円) ① (資金を除く)								

			経営開始					
			現状 (令和年) (年月~年月)	1年目 (年月~年月)	2年目 (年月~年月)	3年目 (年月~年月)	4年目 (年月~年月)	目標 5年目 (年月~年月)
農業経営費(円)	原材料費							
	減価償却費							
	出荷販売経費							
	雇用労賃							
支出計(円) ②								
【参考】設備投資 (内容、金額)								

所得計(円) ①-②							
------------	--	--	--	--	--	--	--

※ 経営開始資金の交付を受けている場合は、当該資金を除いた額を記入する。

誓 約 書

年 月 日

富里市長 様

住 所：

[申請者] フリガナ：

氏 名： ㊟

資金の交付を申請した者が、下記に掲げる1から3までのいずれにも該当しないことを誓約します。

また、将来においても当該事項のいずれにも該当しないことを誓約します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、青年等就農計画等の承認を受けられないこと、資金の交付を受けられないこと又は資金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

記

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 2 次のいずれかに該当する行為（（2）又は（3）に該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
 - (1) 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - (2) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - (3) 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- 3 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

第22号様式（第24条関係）

第 年 月 日
年 月 日

様

富里市長



経営発展支援事業計画等承認通知書

年 月 日付けで申請のあった経営発展支援事業計画等の承認申請について、審査の結果、適当と認められるので承認しましたので、富里市新規就農者育成総合対策資金等交付要綱第24条第2項の規定により通知します。

記

- | | | | |
|------------|---|---|---|
| 1 経営開始時期 | 年 | 月 | 日 |
| 2 事業着工（予定） | 年 | 月 | 日 |
| 事業完了（予定） | 年 | 月 | 日 |

第 年 月 日
年 月 日

様

富里市長



経営発展支援事業助成金交付決定及び交付額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった経営発展支援事業助成金の交付について、富里市新規就農者育成総合対策資金等交付要綱第27条の規定により通知します。

記

1 交付決定及び確定額

円

第25号様式（第28条関係）

経営発展支援事業実績報告書兼助成金支払請求書

年 月 日

富里市長 様

氏名 ⑩

富里市新規就農者育成総合対策資金等交付要綱第28条の規定により請求します。

区分	事業に要した経費 (A+B+C+D)	負担区分				備考
		国庫 助成金 (A)	都道府県 負担額 (B)	その他 (C)	自己負担 (D)	
		円	円	円	円	
計						

※ 区分の欄は、支援により行った取組を記載する。

1 請求額 円

(注) 備考欄には消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

就農状況報告
事業実施後 年目 （ 月分）

年 月 日

富里市長 様

氏名

富里市新規就農者育成総合対策資金等交付要綱第29条の規定に基づき就農状況報告を提出します。

1 成果目標の取組

※ 実施済みの項目に○を記載してください。また、選択していない項目に－を記載してください。

No.	項目		実施
1	経営管理の合理化	① 圃場等に農作業の記録（施肥量、農薬散布量、作業時間等）を毎日つける	
		② ①に加え、青色申告を実施する	
		③ ②に加え、GAP 認証（第三者認証）を取得する	
2	データを活用した農業を実践する		
3	農業経営を法人化する		
合計			

2 第5の1の（5）の場合

目標とする取組	現状（ 年）	目標（ 年）
<input type="checkbox"/> 所得の10%以上増加	円	円
<input type="checkbox"/> 売上の10%以上増加		
<input type="checkbox"/> 付加価値額の10%増加	（割合： %）	（割合： %）
<input type="checkbox"/> 生産コストの10%減少		

※ 3以降については、別記2の経営開始資金の交付を受ける場合は、別記7号様式の就農状況報告（独立・自営就農）を添付した場合に記入等は不要とする。

3. 営農実績報告

作物・部門名		作付面積 (a) ・ 飼養頭数等			
合計					
農業経営の構成 (交付対象者本人・家族労働力)	氏名	年齢	交付対象者・交付対象者との続柄 (法人経営にあつては役職)	年間の農業従事日数 [※]	担当業務
			本人		
雇用労働力					(人・日 [※])

※ 1日の農業従事時間を8時間で換算

4 経営規模の報告

経営耕地	区分		面積 (a)	
	所有地			
	借入地			
特定作業受託	作目	作業内容	実績	
			作業受託面積等	生産量
作業受託	作目	作業内容	実績 (作業受託面積等)	
	単純計			
	換算後			

※ 「特定作業受託」欄に、作目別に、主な基幹作業を受託する農地（申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。）の作業受託面積等、生産量を記載する。

「作業受託」欄に、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について、記載。作目別、基幹作業別に、作業受託面積を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積を記載する。

5 地域のサポート体制について

	専属担当者（経営・技術）	専属担当者（営農資金）	専属担当者（農地）
氏名又は 職名			

相談実績又は今後相談したいことについて

--

6 報告対象期間における都道府県主催の新規就農者等交流会（※）への参加について（どちらかにチェックする。）

※別記1の第7の3に規定する都道府県が開催する新規就農者等の交流会

<input type="checkbox"/>	参加した
<input type="checkbox"/>	参加しなかった

（「参加した」にチェックした場合は以下も記載する。）

参加した回数	回	
交流会の内容 （対象者、実施内容など）		

7 農業共済その他農業関係の保険への加入状況について（どちらかにチェックする。）

<input type="checkbox"/>	加入している
<input type="checkbox"/>	加入していない

（「加入している」にチェックした場合は以下も記載する。）

加入している農業共済等の名称	
----------------	--

8 計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組

(青年等就農計画及び別紙様式第2号の別添1の収支計画の達成に向けた課題、改善策並びにその取組状況を記載する。)

計画達成に向けた課題	改善策 (課題解決に向けた改善策を具体的に記入)	改善策の取組状況等 (改善策の取組状況及び結果並びに課題の解決状況を具体的に記入)

添付書類

別添1：作業日誌の写し（夫婦で助成を受けた場合は、それぞれの作業従事状況）
（作業日、作業内容、作業時間が分かるよう作成すること）

別添2：決算書及び確定申告時の青色申告決算書（白色申告者は、収支内訳書）の写し
（7月の報告の際のみ添付する。）

別添3：通帳及び帳簿の写し※1

別添4：農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類 ※1
（変更がない場合、2回目以降の報告の際は既に提出している農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類は省略することが出来る。）

※1 1回目の報告の際のみ添付する（就農届（第27号様式）で既に提出した書類等から変更がない場合、省略することができる。）。

別添2

決算書

(年目 年 月～ 年 月)

		計画※ 経営開始 年目 a	実績 b	実績/計画 b / a	
農業収入	(作目)	経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
		経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
		経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
	その他				
経営開始資金 (円)					
収入計 (円) ① (資金を除く)					
収入計 (円) ② (資金を含む)					

		計画※ 経営開始 年目 a	実績 b	実績/計画 b / a
農業 経営費 (円)	原材料費			
	減価償却費			
	出荷販売経費			
	雇用労賃			
支出計 (円) ③				
【参考】設備投資 (内容、金額)				
農業所得計 (円) ④ = ① - ③				

※計画欄には、第21号様式の別添1の収支計画に記載の該当年の計画値を記載すること。

第27号様式（第31条関係）

就農届

年 月 日

富里市長 様

氏名

以下のとおり就農しましたので、富里市新規就農者育成総合対策資金等交付要綱第31条の規定に基づき就農届を提出します。

就農した日	年 月 日
-------	-------

添付書類

- ・農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類、農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類及び通帳の写し

第28号様式（第32条関係）

事業困難届

年 月 日

富里市長 様

氏 名

新規就農者育成総合対策経営発展支援事業が困難となったため、富里市新規就農者育成総合対策資金等交付要綱第32条の規定により事業困難届を提出します。

困難発生日	年 月 日
困難理由	

就農状況確認チェックリスト （経営発展支援事業助成金用）

確認対象者住所：	
確認対象者氏名：	
経営開始資金交付の有無：	有 ・ 無
経営発展支援事業助成金交付の有無：	有 ・ 無
確認者所属・名前：	
確認者所属・名前：	
確認日：	年 月 日

1 交付対象者への面談用（これまでの状況について聞き取ってください。）

ア 営農に対する取組状況

a 営農に対する意欲	強い意欲がある ・ 意欲がある ・ 意欲がない
b 情報収集について（研修会等への参加、質問・相談の状況等）	積極的に収集している ・ 収集している ・ 収集していない
c サポートチーム等関係者の助言・指導への対応	よく聞き実践している ・ 聞き入れるが実践していない ・ 聞き入れない
d 地域のコミュニティ・活動への参加・協力状況について	積極的に参加・協力している ・ たまに参加・協力している ・ 参加・協力していない

イ 栽培・経営管理状況

a 栽培管理の技術・知識の習得状況	習得できている ・ おおむね習得できている ・ 習得していない
b 機械・機器・施設の操作方法・安全対策の習得状況	習得できている ・ おおむね習得できている ・ 習得していない
c 農業経営に関する知識の習得状況	習得できている ・ おおむね習得できている ・ 習得していない
d スケジュール管理について	先を見越した管理ができている ・ 作業が遅れない程度に管理できている ・ 管理できていない
e 経営管理について	自主的に進めている ・ 意見を聴きながら進めている ・ 自主性がない
f 効率化、コスト低減に向けた取組	工夫して取り組んでいる ・ 取り組むよう努力している ・ 取り組んでいない
g 経営状況（収支状況）の把握	把握している ・ おおむね把握している ・ 把握していない
h 課題の把握	把握し改善に取り組んでいる ・ 把握し改善策を検討している ・ 把握していない

ウ 青年等就農計画等の達成に向けた取組状況

a 経営規模について	①計画どおりの規模で経営している ・ ②おおむね計画どおりの規模で経営している ③計画どおりに進んでいない。
------------	---

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由及び改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

b 生産量について	
[作物（畜種）名： a]	①計画どおりの量を生産している ・ ②おおむね計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない
[作物（畜種）名： a]	①計画どおりの量を生産している ・ ②おおむね計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない
[作物（畜種）名： a]	①計画どおりの量を生産している ・ ②おおむね計画どおりの量を生産している ③計画どおりに生産できていない

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由と改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

c 売上高について	
[作物（畜種）名：]	①計画どおりの売上げを計上している ・ ②おおむね計画どおりの売上げを計上している ③計画どおりの売上げを得られていない
[作物（畜種）名：]	①計画どおりの売上げを計上している ・ ②おおむね計画どおりの売上げを計上している ③計画どおりの売上げを得られていない
[作物（畜種）名：]	①計画どおりの売上げを計上している ・ ②おおむね計画どおりの売上げを計上している ③計画どおりの売上げを得られていない

③計画どおりに進んでいない場合は、その理由及び改善策について以下に聞き取る。

[理由]
[改善策]

エ 労働環境等に対する取組状況

a 圃場周辺・作業場・施設内等の整備状況	清潔で快適に整備できている ・ おおむね整備できている ・ 整備できていない
b 農作業安全への取組状況	安全性に十分配慮し事故防止に取り組んでいる ・ おおむね取り組んでいる ・ 取り組んでいない
c 食品衛生管理への取組状況 (加工を行っている場合のみ)	食品の安全性確保のため十分に取り組んでいる ・ おおむね取り組んでいる ・ 取り組んでいない

2 ほ場(現地)確認用

(確認期間中の状況について記載してください。)

ア 耕作すべき土地が遊休化されていないか

遊休化されている土地はない ・ おおむね遊休化されている土地はない ・ 遊休化されている土地がある ・
作付期間外である

イ 農作物を適切に生産しているか

適切に生産されている ・ おおむね適切に生産されている
適切に生産されていない土地がある (管理が不十分で雑草が生い茂っている土地がある) ・ 作付期間外である

3 書類確認用 (これまでの状況について記載してください。)

ア 農業従事日数

日	時間
---	----

イ 帳簿の管理状況

適切に帳簿をつけている	・	帳簿をつけているが、一部、記帳されていないものがある	・	帳簿をつけていない
-------------	---	----------------------------	---	-----------

ウ 農地の権利設定状況 (農地の権利設定に変更があった場合のみ)

農地法第3条の許可等(※)により農地の権利を有している	・	農地法第3条の許可等を得ていない
-----------------------------	---	------------------

※公告のあった農用地利用集積計画若しくは農用地利用配分計画、特定作業受委託契約書又は都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画による農地の権利設定を含む。

変更後の農地面積

所有地	a
借入地	a

4 総合所見

--

第 年 月 号
年 月 日

様

富里市長



経営発展支援事業助成金返還通知書

富里市新規就農者育成総合対策資金等交付要綱第37条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 返還金額

円

2 返還理由